



# 生存権を侵害するインボイス制度は中止を

## 1 適格請求書とは

政府・財務省は、2023年10月1日から、現在消費税申告で行われている帳簿による納付税額の計算から、適格請求書等保存方式(英語名インボイス制度)に移行しようとしている。

納税額の計算は、原則自己の売上にかかる消費税から仕入や一定の経費に係る消費税を差し引いたものとなる。現在は、帳簿上の計算で行っている。今後、税務署が付番した「登録番号」記載の「書類」を取引のたびに受け渡しが必要となる。制度実施の1年前から発行業者登録申請の受付が開始している。

## 2 何が問題なのか

最大の問題は、免税制度の実質的縮小・廃止であり、経済的弱者への増税である。施行される法では、免税事業者との取引では、仕入税額控除はできないとした(これは本来消費税立法時に基本法として成立した「税制改革法」に反する)。結果、原則課税の事業者は、消費税の納税額が増加する。その対策は、免税事業者に「適格請求書発行業者(課税事業者)」になるよう要求するか、断られれば増加納税分だけ値引きを要求するか、値引交渉が決裂すれば取引を止める(免税事業者の排除)というのが、一般的な選択肢となっている。

## 3 課税事業者になれという主張

免税事業者も消費税をもらっているのだから今回、課税事業者になって当然だという論者がいる。売上1000万円以下の事業者に対する免税点制度は、経済的に担税力もなく、記帳・申告の手間を考えれば納税を省略するべきという制度である。

消費税法では、「消費税額を預かること」という転嫁義務規定がない。消費税を転嫁できるか、否かは力関係による。消費税は、法律上・経済実態上も、価格の一部として扱われており、まやかしの間接税となっている。

私が知るクリーニング店は、消費税率5%の時期から現在でもワイシャツ1枚200円で変わらない。チェーン店との価格競争が理由である。事業者対事業者の場合でも、消費税という名目は設定されても本体の価格は叩かれている場合が多い。「消費税相当」がかるうじて利益になってるような場合もある。

## 4 担税力なし

また所得税等の課税最低限が低すぎるた

め、これ以上の担税力はない。個人事業者のデザイナー・ライター・俳優・声優などのフリーランスの40%は収入が年400万円以下、60%で600万円以下といわれている。たとえば年間収入が480万円の事業者で経費が120万円の場合、国保料・年金保険料は40万円支払い、所得税・住民税・事業税は36万円生ずる(扶養家族なし・青色特別控除最大の場合)。これらを収入から差し引くと残る生活費は284万円、1か月24万円弱である。これに適格請求書発行業者を強要されると、消費税は簡易課税で22万円の納税額となり、ほぼ1か月分の生活費が消える。生存権の侵害である。

## 5 国民も暮らしにくくなる

住澤主税局長は、国会における質疑で、免税事業者500万(社)のうち、161万が課税事業者化すると試算を示した。これらの者の可処分所得が下がり、事務の増加や部分的転嫁などで確実に物価は上がり、国民生活が厳しくなることは必至である。

## 6 反対の声と運動

日本商工会議所、全国青色申告会総連合、日本税理士会連合会などの官製団体も中止・延期などを表明している。民間では、インボイス制度を考えるフリーランスの会、俳優・声優・音楽家の団体、シルバー人材センター、全国商工団体連合会など個人・団体がインボイス制度についての学習会や反対集会を重ねてきた。私の所属している税経新人会でも講師活動など行っているが、回を重ねる毎に、反対・中止の声が高まっている。なんとしても中止させなければならぬ。

(税理士 奥津年弘)

### 次号予告

「法と民主主義」2023年2/3月号(No.576)

【特集】

安保三文書改訂をめぐって(仮題)

安保三文書改訂が閣議決定され、大軍拡がもたらされようとしています。戦争への道に突きすすむ三文書改訂の問題点を批判し、軍拡路線に代わる新たな平和構想を示したい、と準備をしています。発行は1月下旬の予定です。

### ◆針生誠吉基金◆

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。